

第4期 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

概要版



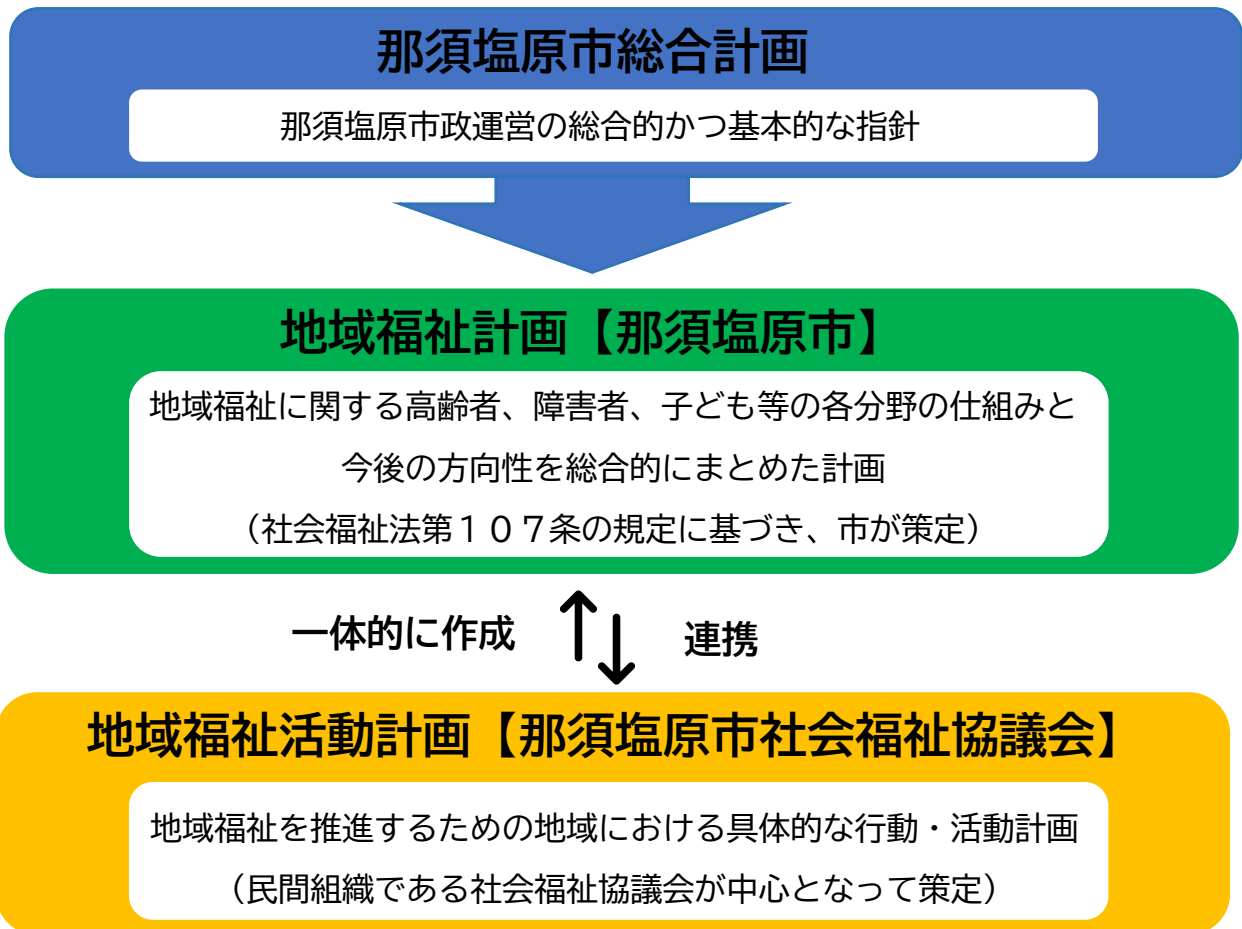
ともに助け合い 支え合い
心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

那須塩原市・那須塩原市社会福祉協議会



◆地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

本計画は、那須塩原市政運営の総合的かつ基本的な指針となる「那須塩原市総合計画」に基づき、福祉各分野の取組と今後の方向性を総合的にまとめた「地域福祉計画」と地域福祉の推進のための具体的な地域活動を示した「地域福祉活動計画」を一体的に定めたものであり、基本理念、基本目標、具体的活動内容を共有・連携しながら地域福祉の充実を図ります。

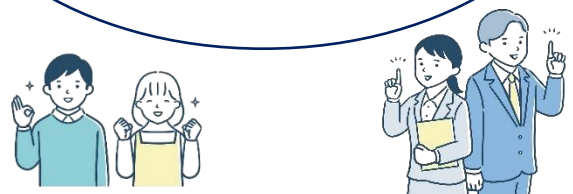


◆地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの

社会構造の大きな変化によって、複雑化・複合化した福祉課題を抱える人が増えています。そのような中であっても、地域住民の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、**地域福祉の「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながっていく『地域共生社会』の実現**を目指し、地域福祉を推進していきます。

地域福祉の推進

地域の住民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、一体となって、地域福祉を推進していきます。



◆地域共生社会の実現に向けて（包括的な支援体制）

地域共生社会とは



地域の誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、一人ひとりが役割を持ち、人と人、人と社会がつながり支え合う社会をいいます。



地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するための「包括的な支援体制」の整備を目指します。

①課題を抱えた世帯を地域とつなぐ「参加支援」、②課題を抱えた人や世帯を専門職等につなぐ「相談支援」、そして③地域の様々な人とひとをつなぎ合わせていく「地域づくりに向けた支援」の3つを基本目標とし、地域共生社会の実現を目指します。

<地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ>



那須塩原市のみなさん
(地域住民)

【制度の狭間や複雑化・複合化した課題】
障害、生活困窮、ひきこもり、虐待、要介護、
認知症、子ども、外国人等

地域の役割・機能

社会福祉協議会を中心とした地域づくり

- ◆主体的な地域活動
- ◆身近な相談体制づくり
- ◆見守り、声かけ
- ◆交流拠点(居場所)づくり

地域と行政のつながり

連携・相互補完等による
重層的支援の実施

地域へのバックアップ、
協働の活性化

地域だけでは
解決できない課題

行政の役割・機能

庁内連携の強化による
包括的支援

- ◆課題の整理
- ◆課題全体の調整
- ◆課題解決に向けた連携推進

◆基本目標と施策の方向性

本計画では、基本理念の実現を図る上で、現状の課題を踏まえて基本

基本理念

主な福祉課題と対策の方向性

基本目標

ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

【課題】

- ・どこに相談をすればよいのか、わからない
- ・どのようなサービスがあるのか、わからない
- ・課題が複雑化・複合化してしまっている
- ・不当な差別による人権侵害を受けている

【対策の方向性】

- ▶属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「断らない相談」の実施
- ▶複雑化、複合化した課題の整理、各種支援機関との連携
- ▶人権擁護に関する意識啓発

① 相談支援の充実

【課題】

- ・既存の社会参加に向けた支援では、対応するサービスが無い（制度の狭間）
- ・社会から孤立している人がいる
- ・高齢や障害により社会参加の機会が少ない
- ・社会参加できる「場」が少ない

【対策の方向性】

- ▶相談者のニーズを踏まえた支援メニューと地域資源のマッチング
- ▶地域の社会資源を活用した社会とのつながりを作るための支援

② 社会参加の促進

【課題】

- ・周囲からの見守りが必要な人が増えている
- ・担い手が不足しており、地域活動が維持できない
- ・自然災害が多発するなか、一人では災害対応が難しい

【対策の方向性】

- ▶世代や属性を超えて交流できる環境づくり
- ▶多様な地域活動が生まれやすい環境づくり
- ▶地域活動の活性化の促進
- ▶地域におけるセーフティネットの充実

③ 地域づくり
(地域力の強化)

目標を設定し、各目標の達成に向けて各施策の方向性を決めました。

施策の方向性

<ul style="list-style-type: none">◆世代や属性にとらわれない包括的な相談支援体制の整備を図ります。◆多職種・多機関が集い、情報共有や協議を行う場・機会の充実を図ります。◆ニーズに応じたサービスや支援に関する情報を得やすい環境づくりを図ります。◆成年後見制度、障害者差別解消等の権利擁護の推進を図ります。	<ol style="list-style-type: none">1. 分野横断的な包括的支援体制の整備 地域の様々な悩みを受け止める体制の構築2. 多機関との協働・連携 多職種連携による包括的な支援体制の構築3. 相談支援体制の充実 包括的な相談支援体制の構築4. 情報提供の充実 適切で分かりやすい情報提供5. 権利擁護活動の推進 誰もが安心して生活することのできる権利意識の醸成
<ul style="list-style-type: none">◆各種サービスにつながらない「制度の狭間」にある人への支援を図ります。◆誰にも相談できずに課題を抱える人が孤立しないよう、地域でのつながりづくりを推進します。◆孤立している人へ、地域のネットワークを活用した支援を図ります。◆障害がある人もない人も、また、子どもや高齢者、外国人など、誰もが安全に、安心して生活できる環境づくりを目指します。	<ol style="list-style-type: none">1. 制度の狭間にある人への社会参加支援 制度の狭間に陥っている人を救い出す手立てとしての地域のつながり・ネットワークづくりの推進2. 孤独な人・孤立している人への社会参加支援 生きづらさを抱えている人が孤立することなく安心して生活できる地域のつながり・ネットワークづくりの推進3. 日常生活で支援を必要とする人への社会参加支援 属性や障害の有無に関わらず社会参加しやすい地域活動の仕組みづくりの推進
<ul style="list-style-type: none">◆地域住民一人ひとりが「地域づくりの主役である」ことを意識できるまちづくりを目指します。◆見守り体制の強化によって、地域における課題の早期発見や深刻化の防止を図ります。◆日頃からの「共助」意識を啓発し、助け合い、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを図ります。◆地域の担い手を貴重な“人財”として、その育成・確保を目指します。	<ol style="list-style-type: none">1. 地域で支え合う仕組みづくり 市民主体による地域活動の推進・参加促進2. 安全・安心なまちづくりの推進 防災・防犯対策の推進及び生活環境の整備3. 交流の場・活躍の場づくりとボランティア・市民活動の推進 居場所の活用や地域の担い手の創出・活躍の支援

一緒に考えましょう！

地域福祉における市民や関係団体、企業等の役割とは？

地域福祉の充実には、市民一人ひとりや関係団体、企業等すべての人が地域福祉を理解し、協力することが大変重要です。市民と公共サービス等が一体となり、市の地域福祉の充実や地域力の強化を目指すために、市民、関係団体、企業等のすべての人ができることがあります。みんなでともに考え、わからないことは市や社会福祉協議会へ御相談いただき、できることから始めてみましょう。

●基本目標1：相談支援の充実

自分のできる範囲で、「御近所理解」を深めてみましょう！

地域の一員であるという意識をもって、地域の中での役割を担うなど積極的な関わりでお互いを理解し、顔の見える関係をつくっていくことが重要です。また、市の広報誌や社協だより等の情報誌や、市と社会福祉協議会のホームページ、SNS等で積極的に地域に関する情報収集をすることは、地域内の様々な悩みを抱えた人への理解につながり、御近所理解や地域における顔の見える関係づくりを促進します。

御近所への理解を深めることは、地域での助け合い・支え合いへとつながるだけでなく、支援を必要としている人（例えば、加齢・障害等によって判断能力の低下が見られる方、虐待・DV被害など）の早期発見や緊急時や災害時にも助け合えるようになるため有効です。

●基本目標2：社会参加の促進

積極的に地域福祉活動への参加を心がけてみましょう！

日頃から地域福祉への積極的な参加を心がけることは、地域課題の理解や支え合い体制の強化において大変重要です。地域活動やボランティア活動は、自分以外の他者や地域の利益のために取り組む活動です。地域活動やボランティア活動に関心を持ち、特技や経験を活かし、できることから活動することで新たな発見、知識の習得、充実感や達成感などが得られたり、活動そのものから楽しみや生きがいを得られたりします。地域との関わりから、多くの人と知り合ったり、協力したりすることで、幅広いつながりを得ることもできます。

しかしながら、地域福祉に係る各活動への参加は、“無理やり”始めるのでは長続きしません。せっかく始めるのであれば、御自身の興味・関心のある事、やってみたいと思う活動は何かを考え、できることから始めてみましょう。

●基本目標3：地域づくり(地域力の強化)

地域力を強化し、暮らしやすいまちを一緒につくりましょう！

地域のコミュニケーションが深まると、支え合い意識の醸成が進み暮らしやすいまちづくりが進みます。

また、地域力の強化に向けての活動としては、例えば地域福祉に関する市民目線の御意見を積極的に発信してもらうことなども大変重要です。いただいた御意見は、市の地域づくりに活かすことにつながりますし、市民のニーズや地域の実情を把握するきっかけにもなります。

日頃から地域住民間の積極的なコミュニケーションや御意見の発信を行ってもらうことは、地域への愛着や誇りを高め、いざというときに協力し合える真の地域力の醸成につながります。



ここでは、本計画の基本目標1～3ごとに、市民、関係団体、企業等の「みんな」の役割および具体的な取組例を御紹介します。

まずは地域福祉について御自身や御家族で考える時間をつくり、自分たちにできることは何かを検討し、できる範囲から各取組を始めてみましょう！

「みんな」が今日から取り組めること

- ◆自分のできる範囲で、地域の中で支援が必要な人を見守る。
- ◆見守り活動や散歩中の声掛け・挨拶等を心がけ、地域の中で困っている人がいたときには各種相談窓口にご相談するよう勧めたりつないだりする。
- ◆地域で行われる話し合い活動等に参加し、地域の課題やニーズをキャッチする。
- ◆小さなおせっかいをして、支援の必要な方を気に掛ける。
- ◆向こう三軒両隣の井戸端会議等、自分たちで作れる情報共有ネットワークを考える。
- ◆性別・年齢・障害の有無や国籍等に関係なく、お互いを理解し、心配な方を気に掛ける。
- ◆自分たちの地域を担当する民生委員・児童委員や、地域包括支援センター等を把握するとともに、役割や業務を理解する。
- ◆日頃の生活の中で、認知症や生活困窮、孤立等から生じる異変や虐待に気付いた際には、行政や民生委員・児童委員・社会福祉協議会・地域包括支援センター等に連絡をする。

「みんな」が今日から取り組めること

- ◆地域で開催される各種研修会や座談会等に参加する。
- ◆地域で行われている見守り活動やスクールガード活動等に参加する。
- ◆市民活動やボランティア活動等に参加する。
- ◆地域の中で子どもから高齢者・障害者・外国人等が活躍できる(役割がある)環境づくり(世代間等交流事業への参加、昔話の講師、外国語講師等)。
- ◆地域に慣れていない外国人や、閉じこもり・ひきこもり傾向の方がいたら、声かけ等を通して地域活動への参加を促進する。
- ◆防災訓練への参加や、避難場所・避難経路の確認を行う等、日頃から災害に備える。
- ◆日頃から、防犯や防災について意識し、万一の場合に備える。
- ◆高齢者・障害者・子ども・子育て中の方・外国人等、地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、自由な時間を過ごせる居場所づくりを考える。
- ◆地球環境への配慮(エネルギー問題・自然環境問題・リサイクル等への取り組みを考える社員育成)。
- ◆御家庭や企業等で、フードドライブやフードロス対策に向けた活動を実施する。

「みんな」が今日から取り組めること

- ◆御家庭で「福祉」や「ボランティア」について話す機会を増やす。
- ◆地域力向上に向けた、市民目線での意見を積極的に発信する。
- ◆お祭りや伝統行事、各種イベントや防災訓練等に積極的に参加する。
- ◆昔話をおじいちゃん・おばあちゃんから聞く等、年齢・性別等を超えた地域のつながりをつくる。
- ◆次世代を担う若者・子ども世代が地域の中で活躍できる場を考える。
- ◆地域貢献活動(清掃活動・朝の一声運動・公共交通機関の利用等)。

◆保健・福祉に関する相談・問い合わせ ※市外局番0287を省略した表記にしています。

高齢者に関すること
 高齢者福祉・介護・健康などの相談・支援をしています
 ▶問い合わせ
 高齢福祉課 **☎(62)7327**

障害者に関すること
 障害者福祉に関する相談・支援をしています
 ▶問い合わせ
 社会福祉課 **☎(62)7026**
 障害者相談支援センター **☎(62)7787**

妊娠期から子ども、子育てに関すること
 子ども・子育てに関する相談・支援をしています
 ▶問い合わせ 子育て相談課
 子育ての悩み相談 **☎(46)5537**
 発達支援・ひとり親の相談 **☎(46)5538**
 妊娠・出産・子育てに関する相談 **☎(38)1356**

健康に関すること
 健康に関する相談・支援をしています
 ▶問い合わせ
 健康増進課 **☎(63)1100**

◀ 那須塩原市福祉総合相談窓口について ▶

那須塩原市では、「福祉総合相談窓口」を設置しています。当窓口では、高齢、障害、子ども、子育て、生活困窮など分野を問わず、課題をまるごとお聞きします。様々な分野の相談支援機関と相談者をつなぎ、課題解決をお手伝いします。「どこに相談したらよいか分からない」そんな時にお気軽に御相談ください。

例えばこんな時、御相談ください！

- ◆福祉に関する複数の課題があるが、福祉の制度やサービスのことがよくわからず、どこに相談したらよいか分からない。
- ◆『高齢者と障害者』『介護と子育て』など複数の課題があって、色々な相談機関を回らなければならず大変だ。
- ◆ひきこもり等でどのように対応したらよいかわからず困っている。

【相談受付時間】

午前9時00分～午後5時00分（土日祝日及び年末年始を除く）

【相談場所・連絡先】

次のいずれかの窓口にお問い合わせください。

・那須塩原市役所 保健福祉部 社会福祉課 **☎:(73)5068**
 (那須塩原市共墾社108番地2 / 市役所本庁1階5番窓口)

・那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 **☎:(37)5122**
 (那須塩原市南郷屋5丁目163番地 / 健康長寿センター内)

第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(概要版)

那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課
 〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2
 0287-62-7135
 メール shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp
 ホームページ <https://www.city.nasushiobara.lg.jp>



那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課
 〒329-2705 那須塩原市南郷屋5丁目163番地
 0287-37-5122
 メール info@ns-shakyou.jp
 ホームページ <http://ns-shakyou.jp>

